

1. 件名：新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（389））

2. 日時：平成29年10月2日 10時00分～16時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、正岡安全審査官、津金安全審査官、伊藤安全審査官、大塚安全審査官、日南川安全審査官、江崎安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、岸野安全審査官、安田安全審査官、山浦技術参与

（地震・津波研究部門）

石田統括技術研究調査官、大橋上席技術研究調査官、森技術研究調査官、伊東技術参与
堀野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 室長代理 他13名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力技術 担当

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 土木耐震グループ 副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 耐震土木グループ

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第5条／第40条 津波による損傷の防止」及び「第43条 共通（基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針）」について、9月26日の審査会合における提出資料及び本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

＜第43条 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針について＞

- 浚渫作業台船の仕様、材質、形状、喫水線の位置等が読み取れる情報について、整理して提示すること。
- 遡上解析の結果について11m盤に対する遡上の有無を、地形データ、浸水深等のエビデンスを用いて整理し提示すること。
- 第43条の基準適合性に係る津波防護対策の施設区分の考え方について、フローチャートを再整理すると共に、第5条及び第40条における防護区分との差異についても整理して提示すること。
- 津波防護対象とする重大事故等対処設備について、各系統に繋がる設備毎に津波防護区分を明らかにし、溢水防護・内郭防護との関係を整理して提示すること。また、地上部に配管等の露出がある設備については、考慮の必要性も含め整理して提示すること。
- 基準津波を超える津波に対する防潮堤等の津波影響軽減施設としての位置づけとその考え方について、整理して提示すること。

- 非常用発電機周辺の外郭防護境界部の考え方について、内部溢水における止水対策範囲との整合性を踏まえ整理して提示すること。
- 敷地における浸水深について、施設の配置関係により浸水深が大きくなる箇所がないか、根拠となる解析結果としてコンタ図を確認し、その結果を踏まえ敷地内の遡上範囲における入力津波の妥当性を説明すること。
- 使用済燃料乾式貯蔵建屋周辺における津波の遡上の状況を把握するため、流速最大点のデータのみならず、ベクトルを含めた周辺地点のデータについても整理して提示すること。
- 防潮堤を越流する津波の海水密度の根拠について、海水に含まれる堆積物の考慮内容と妥当性について整理して提示すること。
- 漂流物の衝突荷重算定式における「橋、高架の道路等の技術基準」（道路橋示方書）の適用性について説明すること。
- 敷地内への流入津波により立坑内の西側接続口に滞留した海水の処理方法及びそれによる悪影響について整理して提示すること。

<第5条 津波による損傷の防止について>

- 防潮堤外側に位置するクラス3設備モニタリングポストについて、津波の遡上によって使用できない状態になった場合、その機能を放射能観測車で代替できる根拠について、整理して提示すること。
- 長期的、継続的に漂流してくる漂流物の影響の除去について運用手順を検討し、整理して提示すること。（添付資料八の十章にも反映すること。）
- 防潮扉、放水路ゲートの振動試験について、入力した地震動の水平方向の加速度応答スペクトルのみならず、鉛直方向についても図を示すとともに試験条件の妥当性を整理し提示すること。
- 防潮扉、放水路ゲートの振動試験について、振動実験で用いた入力地震動の作成条件や加振条件を明確にして、整理して提示すること。（ S_s-D1 が地表面の値であること、 S_s-D1 （鉛直）の作成方法等）
- 防潮扉の想定漏洩量を示し、漏洩量が外郭防護をはじめとする施設の運用に影響がないことを、整理して提示すること。
- 防潮扉が閉止で運用されることについて、申請書本文又は添付資料八に明記すること。
- 放水路ゲートの閉止、循環水ポンプの停止等、中央制御室での SA 時の手順・タイムチャート等について、整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
(基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する防護方針)
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について (補足説明資料)